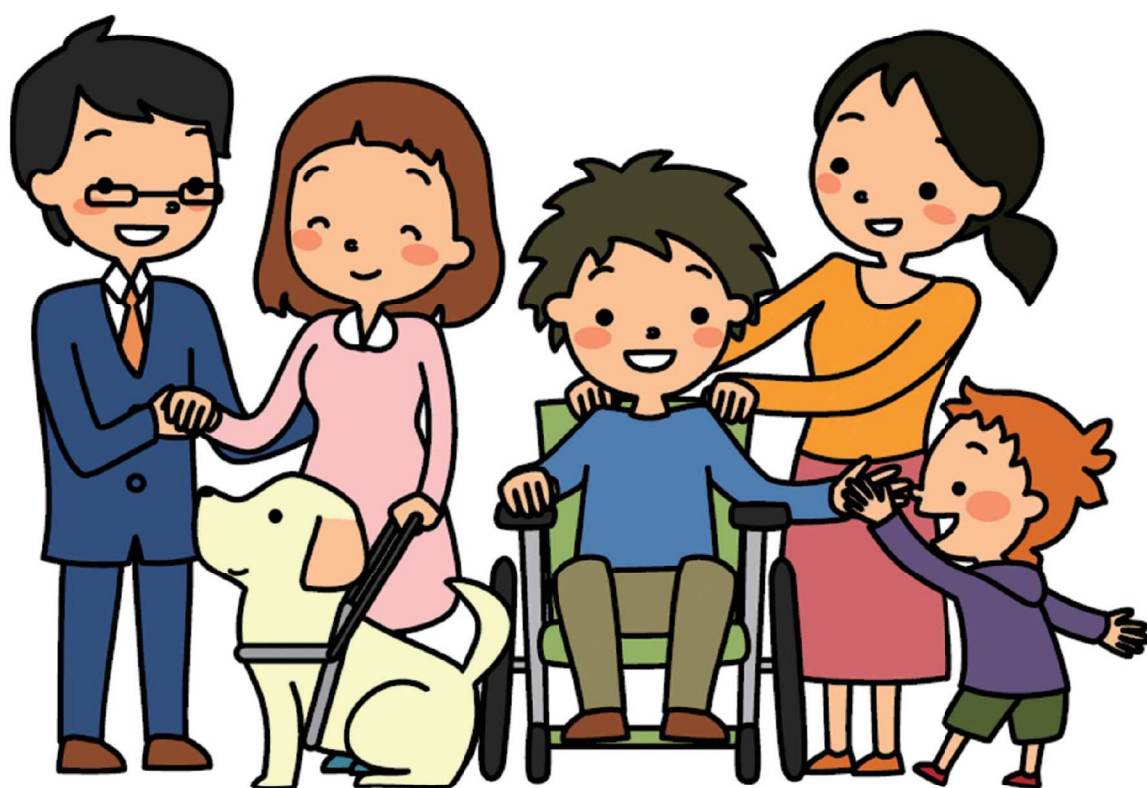


みんなで防ごう

障害者虐待

—だれもが安心して暮らせる社会へ—



「障害者虐待防止法」を知っていますか？

障害者への虐待は私たちの身近でも起こる可能性があります。

障害者虐待防止法には、虐待に気付いた人の通報義務も定められています。

もし虐待に気付いたら、自治体の担当窓口にご相談しましょう。

障害者の虐待はこんなところで起こっています

養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



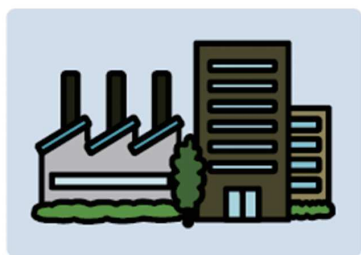
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による 障害者虐待

障害者を雇用している事業主などによる虐待のことです。



「虐待かもしれない」と思ったら

被害の拡大を食い止めるために、障害者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されていることに気づいた人は、すみやかに担当窓口へ通報してください。

養護者による虐待



障害者福祉施設従事者等による虐待



使用者による虐待



連絡先

市町村

または

県

■こんなことは障害者虐待になります



1

身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

▶ 例えば

- 殴る ● 蹴る ● 縛りつける
- つねる ● 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる



2

性的虐待

障害者に無理やりわいせつな行為をしたり、させたりすること。

▶ 例えば

- 裸にする ● キスをする
- 性的行為を強要する
- 障害者にわいせつな話をする、映像を見せる



3

心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えること。

▶ 例えば

- 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う
- 子どもあつかいする
- わざと無視する



4

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者を放置し、衰弱させること。

▶ 例えば

- 十分な食事を与えない
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない



5

経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

▶ 例えば

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を渡さない

虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人(虐待者)、虐待を受けている人(被虐待者)に自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

※夜間・休日の連絡先は緊急の通報に対する窓口です。

市町村	電話番号	FAX番号	市町村	電話番号	FAX番号
新潟市障がい福祉課	025-226-1238 025-226-1248	025-223-1500	新潟市秋葉区健康福祉課	0250-25-5682	0250-22-8250
新潟市北区健康福祉課	025-387-1305	025-387-1020	新潟市南区健康福祉課	025-372-6304	025-372-4033
新潟市東区健康福祉課	025-250-2310	025-273-0177	新潟市西区健康福祉課	025-264-7310	025-269-1670
新潟市中央区健康福祉課	025-223-7207	025-223-7151	新潟市西蒲区健康福祉課	0256-72-8358	0256-72-3133
新潟市江南区健康福祉課	025-382-4396	025-381-1203			

※ 新潟市の夜間・休日の通報窓口は、コールセンターらいとほうす 025-278-2080

雇用先での虐待に関するものは 県の窓口でも受付けます。	都道府県	電話番号	FAX番号
	新潟県中央福祉相談センター	025-364-0068	025-381-8939